



8 同法第22条の規定による液化石油ガス販売事業の登録の取消し及び液化石油ガス販売事業の停止の命令	○							
9 同法第22条第1項の規定による保安機関の認定		○						
10 同法第22条第1項の規定による保安機関の認定の更新		○						
11 同法第23条第1項の規定による 船舶消費者等の数の増加の認可		○						
12 同法第24条第3項の規定による保安業務の実施等の命令		○						
13 同法第25条第1項の規定による保安業務規程の認可及び変更の認可		○						
14 同法第25条第3項の規定による保安業務規程の変更の命令		○						
15 同法第25条の2の規定による認定の基準に適合するための措置の命令		○						
16 同法第25条の3の規定による保安機関の認定の取消し		○						
17 同法第25条の5の規定による消費設備の修理等の命令		○						
18 同法第25条の6第1項の規定による液化石油ガス販売事業者の認定		○						
19 同法第25条の10第1項の規定による認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し		○						
20 同法第25条の10第2項の規定による認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し		○						
21 同法第25条第1項の規定による貯蔵施設の設置等の許可		○						
22 同法第27条の2第1項の規定による貯蔵容量等の変更の許可		○						
23 同法第27条の3第1項の規定による貯蔵容量等の充てん検査		○						



		スの保安の 確保及び取 引の適正化 に関する法 律に基づく 事務									
十七	液化石 油ガスの保 安の確保及 び取引の適 正化に關す る法律施行 令第33条第 2項から第 7項までの 規定により 知事が行う こととされ た液化石油 ガスの保安 の確保及び 取引の適正 化に關する 法律に基づ く事務	1 同法第82条第1項 の規定による業務等 に関する報告の徴収					○				
		2 同法第83条第1項 の規定による事務所 等への立入検査等の 実施					○				
		3 同法第80条第2項 の規定による保安機 関の事務所等への立 入検査等の実施					○				
		4 同法第83条の2第 1項の規定による液 化石油ガス器具等を 提出すべきことの命 令					○				
十八	火薬類 取締法 (昭 和56年法律 第149号)	1 同法第5条の規定 による火薬類の取仕 の営業の許可		○							
		2 同法第8条の規定 による火薬類の取仕 の営業の許可の取消 し (市町長 (倉吉市長 及び東仁部 の町長を除く。)又 は広域連合 の長に委任 したものを 除く。)		○							
		3 同法第11条第3項 の規定による技術上 の基準に基づいて火薬 類を貯蔵すべきこと の命令		○							
		4 同法第12条第1項 の規定による火薬庫 の取扱い等の許可		○							
		5 同法第13条の規定 による火薬庫の所有 等をしないことの許 可		○							
		6 同法第14条第2項 の規定による火薬庫 の修理等の命令		○							
		7 同法第15条第1項 又は第2項の規定に よる火薬庫の完成検 査の実施		○							
		8 同法第24条第1項 の規定による火薬類 の輸入の許可		○							
		9 同法第27条第1項 の規定による火薬類 の焼棄の許可		○							
		10 同法第20条第1項 の規定による保安教 育計画の認可及びそ の変更の認可		○							
		11 同法第29条第4項 の規定による保安教		○							



	うこととさ れたことと 取締にお基 づく事務	3 同法第9条第3項 の規定による製造 施設の修理時の命 令										○							
	市町村長 倉吉市長及 び東伯郡の 町村長を 除く。)又は 広域連合の 長に委任し たものを 除く。)	4 同法第10条第1項 の規定による製造 施設の位置等の変 更の工事等の許 可											○						
		5 同法第15条第1項 又は第2項の規 定による製造施設 の完成検査の実 施											○						
		6 同法第28条第1項 の規定による危害 予防規程の認可 及びその変更の 認可											○						
		7 同法第28条第4項 の規定による危害 予防規程の変更の 命令											○						
		8 同法第29条第1項 の規定による保安 教育計画の認可 及びその変更の 認可											○						
		9 同法第34条第1項 の規定による製造 保安責任者の解 任の命令									○								
		10 同法第36条第1項 の規定による特定 施設の保安検査 の実施											○						
		11 同法第42条の規 定による事業等 に関する報告の 徴収															○		
		12 同法第44条の規 定による事業の 製造の営業の許 可等の取消し及 び事業の停止 の命令											○						
		13 同法第45条の規 定による災害の 発生防止等の ための措置											○						
二十	電気用品 安全法施行 令(昭和37 年政令第 324号)第 5条第1項 の規定によ り知事が行 うこととさ れる電気用 品安全法(昭 和66年法 律第234号 )に基づく 事務	1 同法第45条第1項 の規定による業務 に関する報告の 徴収																○	
		2 同法第46条第1項 の規定による事 務等への立入 検査の実施																	○
		3 同法第46条の第 2項の規定によ る電気用品を 提出すべきこと の命令																	○
二十一	ガス事業法(昭 和69年法律 第51号)に 基づき知事 の権限に属 する事務	1 同法第45条第2項 の規定による損失 補償の裁定											○						



	関する事務	方針の決定のうち、重要なもの								
		2 知事の名において処理することが適当な表簿のうち、重要なもの		○						
		3 会議の開催のうち、重要なもの					○			
		4 講習会、講演会、品評会、競走会等の開催及び参加の決定のうち、重要なもの		○						
	三 補助金及び会計に関する事務	1 補助金、交付金、負担金、貸付金、利子補給金その他の財政補助金に係る事務のうち次に掲げるものの (一) 交付要綱の決定、変更及び廃止のうち、重要なもの (二) 交付の決定、交付の承認、交付の取消し、返還命令その他の処分のうち、重要なもの					○			
		2 会計に関する事務 (一) 1件2,000万円以上の支出貨担行為 (二) 1件500万円以上の歳入金の調定 (三) 寄附物品の受納 (四) 物品(1件の予定貸料の額が500万円未満のものうち、更新に係るもの以外のものに限る。)の貸付け又は借受け		○		○		○		
	四 公有財産の管理に関する事務	1 適正な対価なくして行う普通財産の貸付けのうち財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定の適用を受けるもの(1件の予定貸料又は予定賃料の額が600万円未満のものうち重要なものに係るものに限る。)		○						
		2 公有財産の取得(1件の予定価格が1,500万円未満のものに限る。)		○						
		3 公有財産の処分(1件の予定価格が600万円未満のものに係るものに限る。)		○						
又	一	鳥取県立	1	同法第3条の規				○		







限りに属する 事務											
三 通関手内 業法（昭和 24年法律第 210号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第3条の規定 による通関手内業の 免許			○							
	2 同法第14条の規定 による通関手内業の 免許の取消し又は営 業の停止の命令			○							
四 国際観光 ホテル整備 法（昭和24 年法律第 270号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第12条第2項 又は第13条第2項（ これらの規定を同法 第18条第2項におい て準用する場合を含 む。）の規定による 必要な措置を講ずべ きことの指示			○							
	2 同法第44条第1項 又は第3項の規定に よる登録ホテル業等 を営む者の事業に関 する報告の徴収又は 登録ホテル等への立 入検査の実施			○							
五 鳥取県立 米子コンベン ションセン ターの設 置及び管理 に関する米 子条例（平成9 年鳥取県条 例第16号） に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同条例第3条の規 定による利用の許可			○							
	2 同条例第4条第2 項の規定による入館 の拒否及び退去の命 令			○							
	3 同条例第5条の規 定による必要な措置 の命令			○							
	4 同条例第6条の規 定による利用許可の 取消し			○							
六 鳥取県立 夢みなどタ ワーの設 置及び管理 に関する米 子条例（平成9 年鳥取県条 例第25号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第3条第2 項の規定による入館 の拒否及び退去の命 令			○							
	2 同条例第4条の規 定による必要な措置 の命令			○							
	3 同条例第5条の規 定による利用の許可			○							
	4 同条例第6条の規 定による利用許可の 取消し			○							
	5 同条例第8条第2 項の規定による利用 料金の承認及び同条 第3項の規定による 告示			○							
七 鳥取県立 夢みなどタ ワー管理規 則（平成10 年鳥取県規 則第13号） に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同規則第2条第1 項ただし書の規定に よる利用期間の変更 及び同規則第2項の規 定によるその旨の掲 示			○							
	2 同規則第3条第1			○							

	属する事務	項ただし書の規定による臨時の休館及び休館日の開始の決定並びに同条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定によるその旨の掲示																				
		3 同規則第10条第1項の規定による利用時間の免除又は減額の特等の承認																				
	八 鳥取県補助金等交付規程に基づく知事の権限に属する事務	1 鳥取県観光地整備総合補助金（観光地開発等推進事業）に係るものに限る。（中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るものに限る。）																			○ 総合事務所長	
景観自然課	鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第6条第4項の規定による景観形成基本方針の制定又は変更の告示	○																			
		2 同条例第10条第2項（同条例第7項において準用する場合を含む。）の規定による景観形成地域の指定予定等の公告	○																			
		3 同条例第10条第4項（同条例第7項において準用する場合を含む。）の規定による景観形成地域の指定等に関する公開会の開催																				
		4 同条例第10条第5項（同条例第7項において準用する場合を含む。）の規定による景観形成地域の指定等の告示																				
		5 同条例第13条第1項又は第17条第1項の規定による必要な措置を講ずべきことの特等 (一) 周辺の景観に与える影響が特に大きいと認められる行為に係るもの (二) 鋳物の掘削に係るもの（(一)に係るものを除く。） (三) 屋外における物品の集積又は貯蔵に係るもの（(一)に係るものを除く。） (四) 木竹の伐採及び都府県指定区域外における土地の区画の変更に係るもの（(一)に係るものを除く。）																			○ 保健所長 ○ 総合事務所長 地方農林振興局長	



	園の利用調整地区への立入りの認定									
8	同法第16条第4項の規定による国定公園における立入認定証の交付及び同条第5項の規定による国定公園の入認定証の再交付			○						
9	同法第17条第1項の規定による国定公園の指定認定機関の指定			○						
10	同法第18条第1項の規定による認定関係事務の実施に関する規定の認可			○						
11	同法第19条第2項の規定による事業計画及び収支予算又はその変更の認可			○						
12	同法第19条第4項の規定による認定関係事務の休上又は廃止の許可			○						
13	同法第21条第1項の規定による認定関係事務についての監督上必要な命令			○						
14	同法第21条第2項又は第3項の規定による指定認定機関の指定の取消し			○						
15	同法第22条第1項の規定による認定関係事務等についての報告の徴収又は立入検査の実施							○		
16	同法第26条の規定による国定公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止命令等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮			○						
17	同法第27条第1項の規定による国定公園内についての行為の中止等の命令			○						
18	同法第28条第1項又は第2項の規定による国定公園における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査若しくは風景に及ぼす影響の調査の実施							○		
19	同法第31条第4項(同法第30条において準用する場合を含む)			○						

												む。)の規定による 国立公園における地 方公共団体の締結す る風景地保護協定の 同意
	20	同法第31条第5項 (同法第30条におい て準用する場合を含 む。)の規定による 国立公園における公 園管理団体の締結す る風景地保護協定の 認可				○						
	21	同法第37条第1項 の規定による国立公 園における公園管理 団体の指定				○						
	22	同法第40条の規定 による国立公園の公 園管理団体に對する 改善命令				○						
	23	同法第41条第1項 の規定による国立公 園における公園管理 団体の指定の取消し				○						
	24	同法第46条の規定 による公園事業の執 行に係る受益者負担 金の徴収				○						
	25	同法第47条の規定 による公園事業の執 行に係る原因者負担 金の徴収				○						
	26	同法第50条第1項 の規定による国立公 園の指定等のための 実地調査の実施								○		
	27	同法第55条第2項 の規定による国立公 園の特別地域等の指 定等についての協議								○		
	28	同法第56条の規定 による国立公園の風 景の保護のためにこ とるべき措置につい ての協議の要求				○						
二 自然公園	1	同法第10条第1項 の規定による国立公 園の特別地域内にお ける工作物の新築等 の許可及び同法第25 条の規定による条件 の付加				○						
	2	同法第24条第3項 の規定による国立公 園の海中公園地区内 における工作物の新 築等の許可及び同法 第25条の規定による 条件の付加				○						
	3	同法第26条の規定 による国立公園の普 通部等に於ける上				○						

		作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮								
	4	同法第27条第1項の規定による国立公園についての行為の中止等の命令		○						
四 自然公園	1	同令第17条又は同法施行令に基づく知事権限に属する事務						○		
	2	同令第17条又は同法施行令に基づく知事権限に属する事務		○						
	3	同令第17条に基づく知事権限に属する事務		○						
	4	同令第17条に基づく知事権限に属する事務						○		
	5	同令第17条に基づく知事権限に属する事務		○						
	6	同令第17条に基づく知事権限に属する事務						○		
	7	同令第17条に基づく知事権限に属する事務						○		
	8	同令第17条又は同法施行令に基づく知事権限に属する事務						○		





		による県立自然公園 の特別地域内におけ る国の機関等を行う 行為についての協議 又は国の機関等に対 する協議の要求												
		9 同条例第17条の規 定による集落集積地 区の設定等	○											
		10 同条例第17条の2 第4項(同条例第17 条の6において準用 する場合を含む。)の 規定による市町村 が移転する農地保護 協定の同意				○								
		11 同条例第17条の2 第5項(同条例第17 条の6において準用 する場合を含む。)の 規定による公園管 理団体の移転する風 景地保護協定の認可				○								
		12 同条例第17条の8 第1項の規定による 公園管理団体の指定				○								
		13 同条例第17条の11 の規定による公園管 理団体に對する改善 命令				○								
		14 同条例第17条の12 第1項の規定による 公園管理団体の指定 の取消し				○								
六 鳥取県立 自然公園条 例施行規則 (平成6年 鳥取県規則 第9号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1	同規則第4条第1 項の規定による施設 の使用開始期日の指 定							○					
	2	同規則第4条第2 項の規定による期日 の延期							○					
	3	同規則第6条の規 定による施設の位置 等の変更の承認				○								
	4	同規則第7条の規 定による公園事業の 休止又は廃止の承認				○								
	5	同規則第8条第1 項の規定による公園 事業者たる地位の承 継の承認				○								
	6	同規則第11条第2 項の規定による県立 自然公園に関する公 園事業の執行の承認 の取消し				○								
七 鳥取県立 自然科学館 管理規則 (昭和51年鳥 取県規則第	1	同規則第4条第2 項の規定による入館 の可否				○								
	2	同規則第5条の規				○								



8 同法第34条第1項の規定による漁業権の制限又は条件の付記	<input type="checkbox"/>																			
9 同法第36条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による休業等の期間中の漁業の許可	<input type="checkbox"/>																			
10 同法第39条第1項(第116条第3項及び第123条第2項において準用する場合を含む。)の規定による補償金の供託	<input type="checkbox"/>																			
11 同法第50条第1項の規定による免許漁業原簿の登録	<input type="checkbox"/>																			
12 略																				
13 同法第56条第4項の規定による農林水産大臣の許可最高限度の決定に対する意見	<input type="checkbox"/>																			
14 同法第57条第3項の規定による海区漁業調整委員会等への指示	<input type="checkbox"/>																			
15 同法第57条第4項の規定による海区漁業調整委員会等の指示の取消し	<input type="checkbox"/>																			
16 同法第57条第9項の規定による異議申出の催告	<input type="checkbox"/>																			
17 同法第57条第11項の規定による海区漁業調整委員会等の指示に従うべきことの命令	<input type="checkbox"/>																			
18 略																				
19 同法第74条第1項の規定による漁業監督吏員の任命	<input type="checkbox"/>																			
20 同法第85条第2項の規定による海区漁業調整委員会が会長を互選できない場合の会長の選任	<input type="checkbox"/>																			
21 同法第85条第3項第2号の規定による学識経験者及び公益代表者からの海区漁業調整委員の選任	<input type="checkbox"/>																			
22 同法第85条第4項の規定による海区漁	<input type="checkbox"/>																			
5 同法第36条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による休業等の期間中の漁業の許可	<input type="checkbox"/>																			
6 略																				
6の2 同法第57条第4項の規定による海区漁業調整委員会への指示	<input type="checkbox"/>																			
7 同法第57条第5項の規定による海区漁業調整委員会の指示が妥当でない場合の当該指示の全部又は一部の取消し	<input type="checkbox"/>																			
8 同法第57条第10項の規定による海区漁業調整委員会の指示に対する異議を申し出るべき旨の催告	<input type="checkbox"/>																			
9 同法第57条第12項の規定による海区漁業調整委員会の指示に従うべきことの命令	<input type="checkbox"/>																			
10 略																				



34	同法第128条第2項の規定による漁業権の取消し	○																	
35	同法第129条第1項の規定による遊漁規則の認可及び同条第7項の規定による公示		○																
36	同法第129条第4項の規定による遊漁規則の認可申請に係る内水面漁場管理委員会への諮問								○										
37 略																			
38	同法第131条第2項の規定による内水面漁場管理委員会の委員の選任	○																	
39	同法第134条第1項の規定による報告の懲罰等															○			
40	同法第134条第2項の規定による測量等の実施															○			

二～十一 略

十二 探知的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づく知事の権限に属する事務																			
1～4	略																		
5	同法第8条第1項の規定による特定疾病のまん延を防止するための命令	○																	
6	同法第10条第1項の規定による立入検査		○																
7 略																			

十三～十五 略

十六 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)に基づく知事の権限に属する事務																			
1	同法第4条第1項の規定による都道府県計画の決定	○																	
2	同法第4条第4項の規定による都道府県計画の海区漁業調査委員会への諮問									○									
3	同法第7条第2項の規定による漁業権の制限又は条件の付記	○																	
4	同法第8条第2項の規定による採捕の数量又は漁獲努力量等の公表									○									
5	同法第10条第2項の規定による採捕の停止の命令										○								
6	同法第11条第1項の規定による漁獲量の調査の指示															○			

16	同法第129条第1項又は第3項の規定による遊漁規則の制定又は変更の認可																		
17 略																			

二～十一 略

十二 探知的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づく知事の権限に属する事務																			
1～4	略																		
5	同法第8条第1項の規定による特定疾病のまん延を防止するための命令																○		
6	同法第10条第1項の規定による立入検査																○		
7 略																			

十三～十五 略

7	同法第11条第4項の規定による報告の基準の決定に係る海産物調整委員会への諮問						○		
8	同法第12条第2項の規定による停泊の命令		○						
9	同法第12条第3項の規定による期間の開催						○		
10	同法第14条の規定による協定の認定						○		
11	同法第15条第2項の規定によるあつせんの実施						○		
12	同法第16条第2項の規定による水産動植物の採捕の制限等の措置		○						
13	同法16条第3項の規定による漁業権の制限又は条件の付記	○							
十七 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令(平成8年政令第213号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条の規定による協定の対象となる漁業権漁業が含まれている場合の海産物調整委員会への諮問			○					
	2 同令第5条第1項の規定による協定に定められた事項の変更に係る認定			○					
	3 同令第5条第3項の規定による認定の取消し			○					

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第2循環型社会推進課の項に第10号を加える改正は、平成16年7月1日から施行する。

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

2 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>様式目次</p> <p>1 通則関係</p> <p>第1号様式その1～第1号様式の8 略</p> <p><u>第1号様式の9その1 徴税吏員証(総務部税務課用)</u></p> <p><u>その2 徴税吏員証(県税事務所用)</u></p> <p>第1号様式の10 略</p> <p>2～11 略</p>	<p>様式目次</p> <p>1 通則関係</p> <p>第1号様式その1～第1号様式の8 略</p> <p>第1号様式の9 徴税吏員証</p> <p>第1号様式の10 略</p> <p>2～11 略</p>

3 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式の9を次のように改める。

第1号様式の9 その1 (第4条の2関係)

徴 税 吏 員 証	
第 号	
写 真	鳥取県事務吏員
	氏 名
	年 月 日交付
鳥 取 県 印	

第1号様式の9 その2 (第4条の2関係)

徴 税 吏 員 証	
第 号	
写 真	鳥取県事務吏員
	氏 名
	年 月 日交付
鳥取県 部県税事務所長 印	

(鳥取県納税貯蓄組合規則の一部改正)

4 鳥取県納税貯蓄組合規則(昭和30年鳥取県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式 その1 (第9条関係)

納税貯蓄組合検査吏員証	
第 号	
鳥取県事務吏員	
氏 名	
年 月 日交付	



鳥 取 県 印

第8号様式 その2 (第9条関係)

納税貯蓄組合検査吏員証

第 号

鳥取県事務吏員

氏 名

年 月 日交付

鳥取県 部県税事務所長 印

